

## モンゴル

### 「経済透明性支持法」の制定に伴う課税免除

2015年8月7日、国会は課税ベースの拡大、地下経済の縮小、国内への投資の拡大を目的とした「経済透明性支持法」を可決した。期待される成果を達成するために、法の施行にあたって一回限りの課税免除措置が取られることとなった。2008年にも同様の趣旨で課税免除措置が実施されている。

#### (法律の目的)

法律の目的は手続きを改善し、経済の透明性を高め、法人及び個人の非公開の資産と収入が合法的な経済部門に移ることを促すことによって、経済成長をはかることである。政府は、法律制定の結果として現在の地下経済が縮小し、課税ベースが拡大することを期待している。

#### (範囲)

下記の6種類の税がこの法律の対象となる。全ての法人と個人は2015年12月31日までに、2015年4月1日までの過去の課税対象収入を自主的に開示するように求められている。この期間内に自主的な開示が行われた場合、課税は免除される。

- ・法人所得税
- ・個人所得税
- ・付加価値税
- ・支出税
- ・関税

これに加えて社会健康保険法も部分的に適用されることとなった。雇用者が被雇用者の社会健康保険料負担分を過少に申告し、納入していた場合でも、過少申告や納入の遅れに対するペナルティーを免除し、基本保険料負担分だけを納入すれば良いこととなった。

また、2015年4月1日までに下記の法律に違反したことに対するペナルティー措置も、2015年12月31日までに自主的に申告すれば免除されることとなった。

- ・付加価値税法
- ・一般課税法
- ・社会健康保険法
- ・法人登録法
- ・会計法
- ・関税法
- ・行政処分法

自主申告は新しい租税申告、会計報告、社会健康保険申告(それぞれ、透明性租税申告、透明性会計報告、透明性社会健康保険申告と呼ばれる)によってなされる。これらの新しい申告及び報告は、透明性申告を行った法人及び個人にとっての最初の申告として取り扱われる。

#### (秘密の保持と評価)

締め切りまでに資産、収入の自主申告を行った法人及び個人の名称、資産額、収入額、賃金、それらの出所は、それぞれ非公開とされる。

#### (制裁の免除)

免除されたペナルティー措置に関連する刑事訴追、行政処分、犯罪捜査は禁止される。

したがって、国内の納税主体(法人及び個人)が自らの過去の不申告分を締め切りまでに自主申告することは、この法律から大きな利益得る機会と言える。詳細な実施内容については2015年8月31日の政令348号によって定められており、その実施のためのワーキンググループが創設されている。期待される成果に向けて活発な指導活動が開始されている。しかし、この一回限りの免除措置により期待される成果を、金額単位で詳細に評価することは困難であろう。

(寄稿：BFAS LLC エコノミスト S. バトオユン)